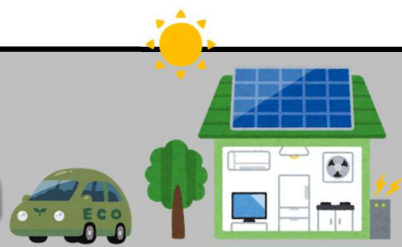


令和3年度 スマートエネルギー導入

補助金のご案内



気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

どんな人が申請できるの？

<個人>

- ◆ 丹波篠山市内にある自分の住まい(既存・新築)に設置される方
- ◆ 丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている(住民票がある)方
- ◆ 市税(国民健康保険税含む。)の滞納がない方

<自治会・団体等>

- ◆ 集落の公民館等の活動拠点に設置される自治会、まちづくり協議会、または派生団体として市長が認める団体

<事業者>

- ◆ 丹波篠山市内の事業所に設置される個人事業者または法人
- ◆ 市税(国民健康保険税含む。)の滞納がない者

令和3年度からは事業者が補助を受けやすくなっただね！



何を設置(購入)したら補助があるの？

- ◆ 以下の要件を満たすものを設置・購入したときに申請できます。(複数可)

設備項目	設備の種類	補助金額	上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール合計出力またはパワーコンディショナー合計出力が <u>1kW 以上 10kW 未満</u> のもの	太陽電池モジュール合計出力またはパワーコンディショナー合計出力どちらか低い方について1kW 当たり1万円	5万円
蓄電池	蓄電池容量 1kWh 以上の定置用のもので、太陽光発電システムと接続されたもの	蓄電池容量 1kWh 当たり1万円	5万円
エコカー	・電気自動車 ・燃料電池車	車両本体購入費・充電ケーブル設置費の 1/10	10万円

※中古品、自作品、リース品は除く。項目により補助対象条件が別途あります。

いつ、どうやって申請するの？

◆ 申請期間

令和3年4月12日から令和4年3月11日まで

期間中であっても令和3年度予算の上限額に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

令和3年3月までに終わってしまった工事は対象外なんだね。



◆ 補助対象期間

工事・購入が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了するもの。

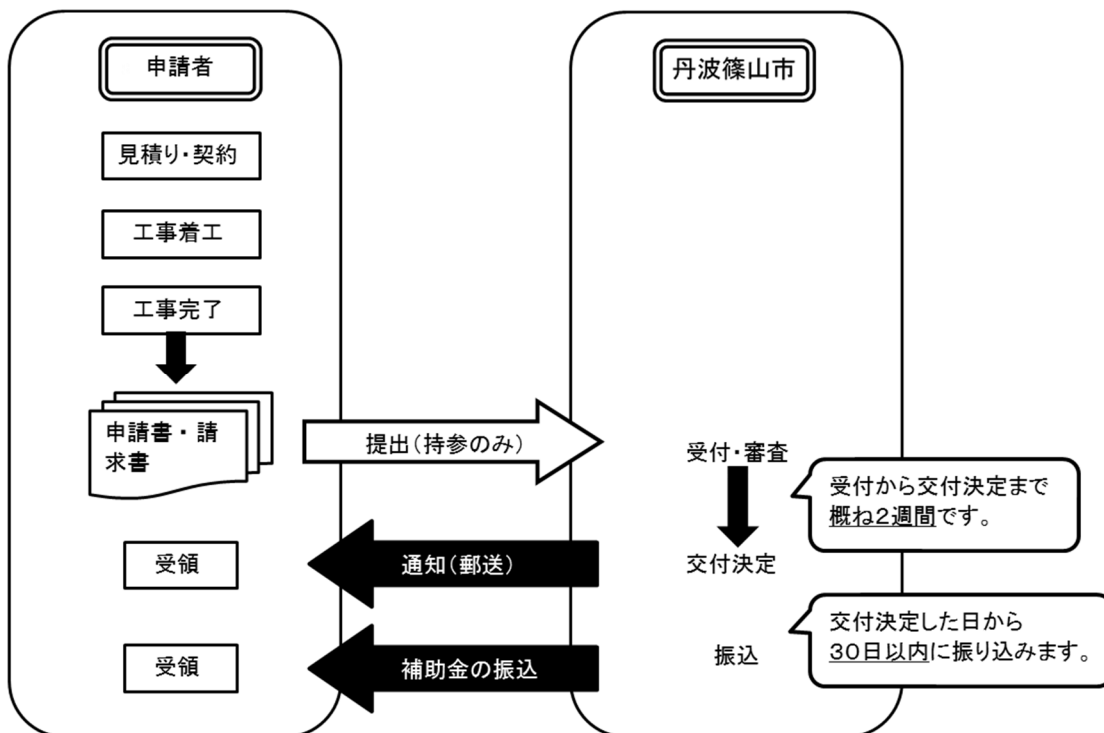
ただし、契約日が令和3年3月31日以前でも、4月1日以降に工事完了された場合は対象となります。

◆ 必要書類

申請書(☆)、請求書(☆)、事業概要書(☆)、見積書・領収書の写し、保証書の写し、施工写真、自宅周辺地図、その他必要書類(導入した設備により異なります。)

※☆は所定の様式があります。下記のホームページからダウンロードするか農村環境課窓口でお渡しします。

◆ 申請の流れ 設置工事や購入がすべて完了してからの申請になります。



丹波篠山市ホームページで詳細をご案内しています。

(様式のダウンロードも可能)

<https://www.city.tambasasayama.lg.jp/>



お問い合わせ

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課(本庁舎2階)

電話 079-552-5013(直通) FAX 079-552-0619

メール kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

お気軽に
お問い合わせ
ください!

